

大阪市水道局告示第9号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月6日

大阪市水道局長 坂本篤則

金融機関名	店舗名	所在地	指定年月日
大阪厚生 信用金庫	尼崎支店	兵庫県尼崎市長洲本通1丁目4番8号	令和8年3月 17日

(水道局総務部経理課)